

<b>1. 基本情報</b>						
事務事業番号	02282	事務事業名	生活保護適正実施推進事業	担当部	保健福祉部	
政策名	003	やさしさ（誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり）		担当課	生活福祉課	
施策名	005	社会保障制度の円滑な運営		担当課長	山元 幸治	
基本事業名	001	生活困窮者等への支援		グループ	管理グループ	
予算科目	会計 一般会計	事業期間	単年度のみ 単年度繰返（開始年度 平成17年度 ~） 期間限定複数年度（ ~ ）	内線番号	2041	
目録	款 03 民生費	根拠法令・条約等	生活保護法			
	項 03 生活保護費					
	目 01 生活保護総務費					
評価区分	標準評価	評価対象	2次評価	関連計画	なし	

**2. 事務事業の概要・目的・指標<Do>**

**(1) 事務事業の概要**（具体的なやり方、手順、詳細を記述）  
 生活保護の適正な運営を確保するため、各種適正化の取組を推進する。  
 ・医療扶助の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書点検を実施し、併せて後発医薬品の使用を促進するなど電子レセプトシステムを積極的に活用し、医療扶助費等の適正化及び生活保護受給者の自立支援を推進する。  
 ・収入申告書徴取の徹底や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することにより、不正受給の防止を図る。  
 ・扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は随時に実施すること等により、扶養義務の履行の促進を図る。  
 ・面接相談業務について、専門的知識を有する者等を専任で雇用することにより、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進するなど実施体制の整備強化を図る。

活動指標（事務事業の活動量）	単位	平成30年度（実績）	平成31年度（見込）	令和2年度（見込）	令和3年度（見込）
ア 相談日数（面接相談員による延べ日数）	日	277	300	299	300
イ レセプト点検日数（委託+所員）	日	90	90	90	90
ウ					

**(2) 事務事業の目的**

対象（誰、何を対象にしているのか）	対象指標（左記対象の大きさを表す指標）	単位	平成30年度（実績）	平成31年度（見込）	令和2年度（見込）	令和3年度（見込）
ア 生活困窮者	生活保護相談件数	件	367	350	282	350
イ 医療扶助費	レセプト点検件数	件	41,440	40,000	43,154	40,000
ウ						

  

意図（対象をどうしたいのか）	成果指標（左記意図の達成度を表す指標）	単位	平成30年度（実績）	平成31年度（目標）	令和2年度（目標）	令和3年度（目標）
ア 生活保護の適正な実施	生活保護新規申請件数	件	222	200	229	200
イ 医療扶助の適正な実施	過誤調整額	千円	85	5,000	6,369	5,000
ウ						

**(3) 総合計画との関係**

**基本事業の目的、取組方針（総合計画より）**  
 生活保護受給者に対する必要かつ適切な支援を行い、就労による早期の自立を促進するとともに、日常的・社会的自立ができるよう、関係機関と連携し、きめ細やかな相談・支援体制の充実を図ります。  
 また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、自立相談支援、就労支援及び住居確保支援に取り組むとともに、複合的な課題に対し、包括的・継続的に支援できる体制の構築に努めます。

**3. 前年度の評価表に記載した課題**

平成31年度の改善改革の内容（取り組むべき課題）  
 《生活習慣病の医療機関未受診者の支援》  
 生活習慣病の未受診者について、確実に受診に繋げ、医療扶助の適正化を図る。

**4. 事業費の推移**

単位	30年度 決算	31年度 当初予算	31年度 決算	2年度 当初予算	3年度 計画
事業費	千円 8,045	千円 4,788	千円 6,610	千円 5,723	千円 5,723
財源内訳					
国庫支出金	千円 5,458	千円 3,360	千円 4,463	千円 4,076	千円 4,076
県支出金	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
地方債	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
その他	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
一般財源	千円 2,587	千円 1,428	千円 2,147	千円 1,647	千円 1,647

**5. 平成31年度の実績及び成果**

<p><b>(1) 平成31年度の実績（取組）</b> &lt;取組内容を数値等により具体的に記載&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト点検（委託）件数 40,119件</li> <li>資産調査件数（新規申請を除く） 2,677件</li> <li>扶養義務者調査（新規申請を除く） 236件</li> </ul>	<p><b>(2) 平成31年度の成果</b> &lt;左記の実績（取組）による成果を記載&gt;</p> <p>生活保護面接相談員2名の配置により、面接相談や生活保護の申請時において丁寧な対応が可能となり、適正な生活保護の実施に繋がった。また、年間約300件の相談に対応しており、ケースワーカーの負担軽減にもなった。</p> <p>診療報酬明細書点検業務委託により、レセプトの内容点検や縦覧点検を行い、医療費の適正を図った。</p> <p>継続受給中の被保護者に対しては、資産調査と扶養義務者への扶養の可能性照会により、保護費の減額ができた。</p>
---	--

事務事業 番号	02282	事務 事業名	生活保護適正実施推進事業	担当部	保健福祉部
				担当課	生活福祉課

6. 振返り <SEE (check) >		
A 目的 妥当 性	この事業の目的は、基本事業の目的、取組方針に結びついていますか？	・この事業をなぜ市が行わなければならないですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？
	結びついている	市が実施すべき事業又は実施しなければならない事業である
	間接的に結びついている	市が実施することは妥当である
	結びついていない	見直す必要がある
B 有効 性	成果が向上する余地（可能性）はありませんか？	廃止・休止の影響はありませんか？
	向上する余地はかなりある	影響がある
	向上する余地はある程度ある	影響はある程度ある
	向上する余地はほとんどない	影響はほとんどない
C 効率 性	・事務事業の手段（やり方）を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？	・事務事業の手段（やり方）を工夫することで、人件費（延べ業務時間）を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？
	削減できない	削減できない
	削減する余地はある程度ある	削減する余地はある程度ある
	削減できる	削減できる
D 公平 性	事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？	
	公平・公正である	
	見直す必要がある	
<b>総合評価判定基準</b>		<b>総合評価</b>
A:継続して取り組むことが適当（やり方改善含む。） B:事業規模・内容・実施主体の見直しの検討 C:事業の統合、休・廃止の検討		<b>A</b>
		<b>理由</b> 生活保護の適正な運営を確保するため、医療扶助の適正化や認定等の適正実施など、各種適正化事業に取り組んでいる。 最小限の経費と人員の中での事業実施であり、今後も適正な制度運営及び成果向上を図るためには、継続して取り組むことが必要である。

7. 1次評価結果 <PLAN (Action - Plan) > (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 << 継続・やり方改善 >>			
(1) 今後の事務事業の改革改善の方向性	の 事 業 向 成 果 性 ( 成 果 )	拡 充			レ
		維 持			
		縮 小			
		休廃止（統合含む）			
			皆 減	縮 小	維 持
					拡 大
			コスト投入（予算）の方向性		
(2) 令和2年度の改革改善の内容（取り組むべき課題）	《健康管理支援の推進》 医療・健康等情報を調査・分析し、被保護者の健康課題を把握する。 健診受診勧奨や生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進し、健康管理に対する支援等を行う。				
(3) 令和3年度の方向性（具体的な取組）	《生活保護の適正実施》 レセプト点検により、医療扶助の適正化を図る。 現状の医療・健康等情報の調査・分析結果を踏まえ、被保護者の健康課題解決に取り組む。 収入資産状況調査を実施し、不正受給の防止を図る。 扶養義務者に対し扶養能力調査を行い、扶養義務の履行の促進を図る。 専門相談員を配置し、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進する。				

8. 2次評価結果（担当部長評価）		評価者	職・氏名	保健福祉部長 西田 正志	
(1) 今後の事務事業の改革改善の方向性	の 事 業 向 成 果 性 ( 成 果 )	拡 充			レ
		維 持			
		縮 小			
		休廃止（統合含む）			
			皆 減	縮 小	維 持
					拡 大
			コスト投入（予算）の方向性		
(2) 総評	レセプト点検により、医療扶助の適正化を図る。 現状の医療・健康等情報の調査・分析結果を踏まえ、被保護者の健康課題解決に取り組む。 収入資産状況調査を実施し、不正受給の防止を図る。 扶養義務者に対し扶養能力調査を行い、扶養義務の履行の促進を図る。 専門相談員を配置し、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進する。				

